

田川市循環型社会形成推進地域計画

平成 25 年 12 月
田 川 市

【 目 次 】

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水処理の目標	7
3. 施策の内容	8
(1) 発生抑制、再利用の推進	8
(2) 処理体制	9
(3) 処理施設等の整備	12
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	12
(5) その他の施策	13
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	13
(1) 計画のフォローアップ	13
(2) 事後評価及び計画の見直し	13

【添付資料】

- 様式1：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 様式2：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- 様式3：地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧
- 参考資料様式
- 添付資料1：対象地域図
- 添付資料2：一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定
- 添付資料3：人口及び一般廃棄物に関するトレンドグラフ

田川市循環型社会形成推進地域計画

福岡県 田川市

平成 25 年 12 月 20 日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：福岡県 田川市

面 積：54.52km²

人 口：50,317 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画（以下、「本計画」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間（平成 26～30 年度）を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市では、ごみの減量化及び再資源化を推進するための取り組みとして、既に行っているごみの有料化、適正分別、各種助成事業などに加え、新ごみ処理施設整備に合わせて環境学習への取り組みを充実していく方針としている。

収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれの段階では、下記の検討を進める方針とする。

【収集運搬段階】

将来的な分別収集区分のあり方や収集運搬業の許可制度の導入などについて検討を進める。

【中間処理段階】

田川地区清掃施設組合が管理運営する既存のごみ焼却施設の老朽化が進んでおり更新が必要な時期となっているため、平成 30 年度の供用開始に向けた本市の新ごみ処理施設の整備を進める。新ごみ処理施設が稼働するまでの間は、田川地区清掃施設組合が管理運営する既存のごみ処理施設にて適正処理を行う。

【最終処分段階】

田川地区清掃施設組合が管理運営する最終処分場において埋立処分を行う。

一方で、田川地区清掃施設組合の最終処分場は残余容量がひっ迫していることから、新ごみ処理施設整備にあわせて焼却灰等の資源化も含めた検討を行い、埋立量の削減に努める。

生活排水処理に関しては、これまでと同様に田川地区清掃施設組合が管理運営する乙女環境センターにて、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。

なお、本市では公共用水域の水質汚濁を防止する取り組みとして、浄化槽の設置に関する事業を、今後も継続して行う。

(4) 広域化の検討状況

ごみ処理の広域化については、田川市、川崎町、糸田町及び福智町の1市3町で、新ごみ処理施設の共同建設及び共同処理を行う方針で検討を進めていた。しかし、平成24年9月にそれぞれの市町でごみ処理施設の整備に取り組む方針となったため、本市から排出されるごみの適正処理を維持する必要があることから、田川市として新ごみ処理施設の整備を進める方針である。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図-1 に示すとおりである。

総排出量（計画処理量+集団回収量）は 20,472t であり、再生利用される「総資源化量」は 2,060t で再生利用率（=（直接資源化量+処理後再生利用量+集団回収量）÷総排出量）は 10.1%である。

中間処理による減量化量は 15,222t であり総排出量の概ね 74.3%が減量化されている。また、総排出量の 15.6%に当たる 3,190t が埋め立てられている。

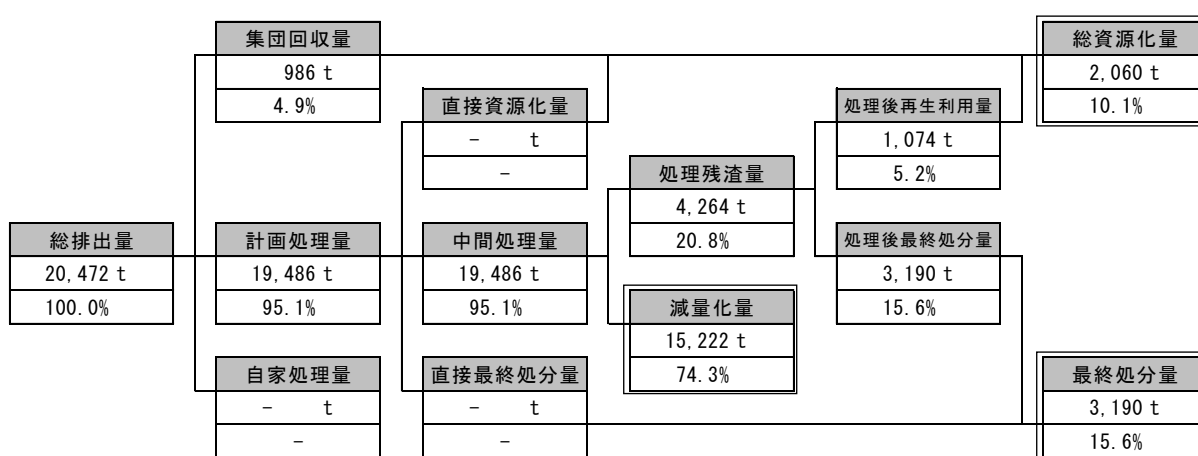


図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成24年度実績）

(2) 生活排水処理の現状

平成 24 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は、図-2 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 50,317 人であり、水洗化人口は 28,767 人、生活排水処理率は 57.2% である。

し尿発生量は 20,252kl/年、浄化槽汚泥発生量は 31,677kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 51,929kl/年となっている。

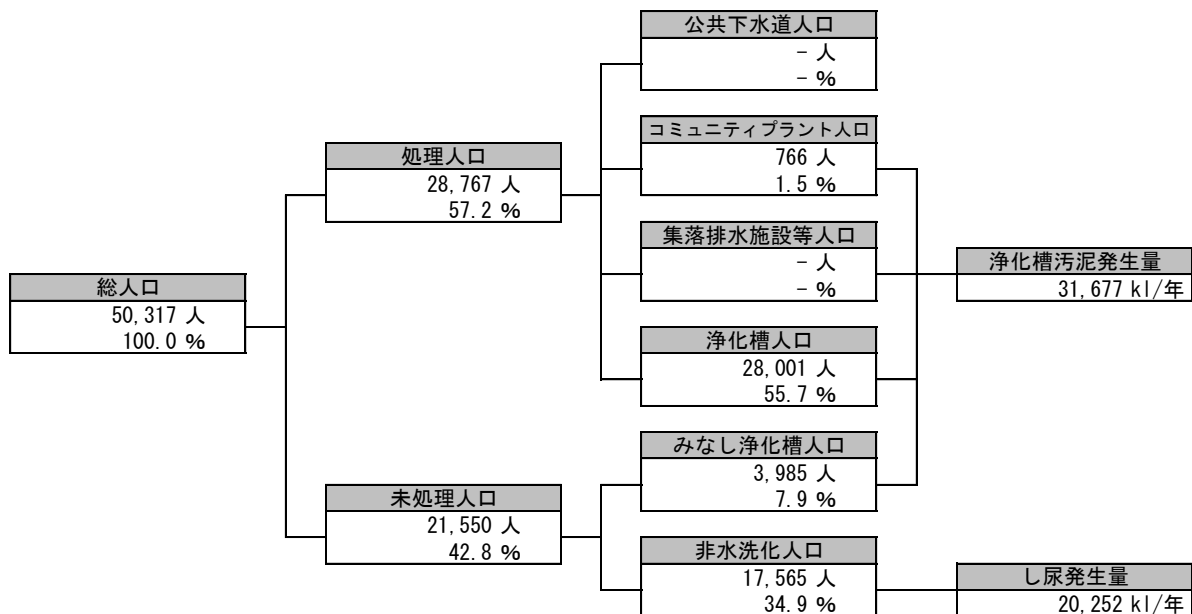


図-2 生活排水の処理状況フロー（平成24年度実績）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1及び図-3のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※1） （平成24年度）	目標（割合※1） （平成31年度）
人口		50,317 人	47,729 人
総排出量※4		20,472 トン	18,850 トン （ -7.9% ）
1人1日当たりの排出量※5		1,115 g/人・日	1,079 g/人・日 （ -3.2% ）
排出量	事業系 排出量	5,628 トン	5,183 トン （ -7.9% ）
	ごみ 資源ごみ量	41 トン	33 トン （ -19.5% ）
	1事業所当たりの排出量※2	2.10 トン/事業所	2.00 トン/事業所 （ -4.8% ）
	家庭系 排出量	13,858 トン	12,711 トン （ -8.3% ）
	ごみ 資源ごみ量	922 トン	878 トン （ -4.8% ）
	1日当たり排出量※3	257 kg/人	248 kg/人 （ -3.6% ）
1人1日当たりの排出量※6		704.4 g/人・日	679.2 g/人・日 （ -3.6% ）
再生利用量	直接資源化量	- トン （ 0.0% ）	- トン （ 0.0% ）
	総資源化量	2,060 トン （ 10.1% ）	4,519 トン （ 24.0% ）
	再生利用率	10.1 %	24.0 %
集団回収量	集団回収量	986 トン	956 トン
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	-	-
減量化量	中間処理による減量化量	15,222 トン （ 74.3% ）	13,944 トン （ 73.9% ）
最終処分量	埋立最終処分量	3,190 トン （ 15.6% ）	387 トン （ 2.1% ）

※1：総排出量、1人1日当たりの排出量、排出量は現状に対する割合、その他は総排出量に対する割合

※2：1事業所当たりの排出量＝{（事業系ごみ総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）}÷事業所数

・平成24年度：（5,628t/年－41t/年）÷2,655箇所≒2.10t/事業所

・平成31年度：（5,183t/年－33t/年）÷2,571箇所≒2.00t/事業所

・事業所数は平成18年度及び平成24年度の減少割合で推移する予測値とした。

※3：1人当たりの排出量＝（家庭系ごみの総排出量－家庭系ごみの資源ごみ量）÷人口×1,000

・平成24年度：（13,858t/年－922t/年）÷50,317人×1,000≒257.1kg/年

・平成31年度：（12,711t/年－878t/年）÷47,729人×1,000≒247.9kg/年

※4：総排出量＝家庭系排出量＋事業系排出量＋集団回収量

※5：1人当たり排出量＝総排出量÷人口÷（365or366日）×10³

※6：1人1日当たり排出量＝（家庭系ごみの総排出量－家庭系ごみの資源ごみ量）÷人口÷（365or366日）×10⁶

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：t〕

総排出量：生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の和〔単位：t〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：t〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕

《取組指標》

1人1日当たりの排出量：平成31年度において平成24年度より3.2%減。

1人1日当たり家庭から排出するごみの量：平成31年度において平成24年度より3.6%減。

事業系ごみの排出量：平成31年度において平成24年度より7.9%減

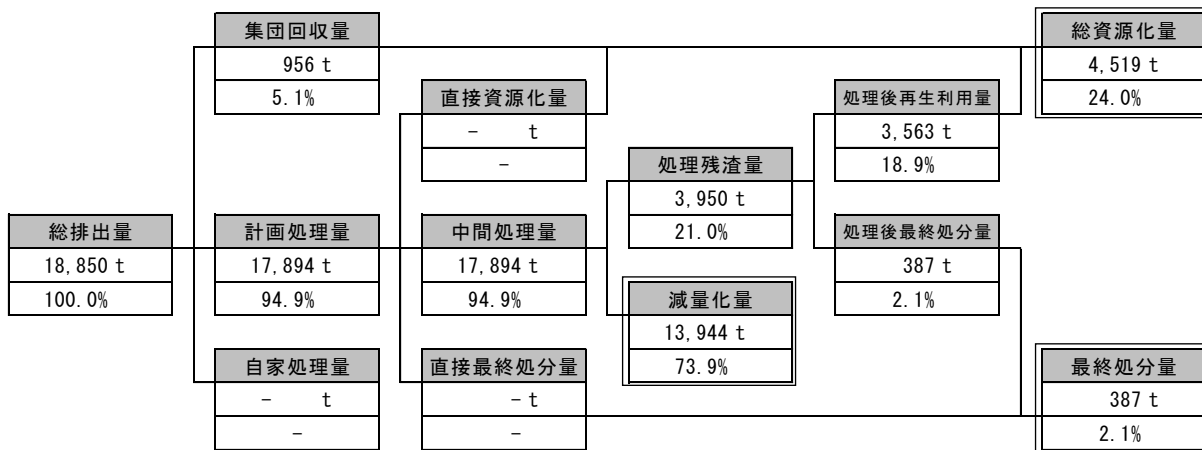


図-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況のフロー（平成31年度目標）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表-2 に掲げる目標のとおり、浄化槽等の整備を計画的に進めていくものとする。

表-2 生活排水処理に関する現状と目標

項 目		平成24年度実績	平成31年度目標
処理形態別人口	公共下水道	- 人 (- %)	- 人 (- %)
	コミュニティプラント	766 人 (1.5 %)	784 人 (1.6 %)
	集落排水施設等	- 人 (- %)	- 人 (- %)
	浄化槽	28,001 人 (55.7 %)	30,447 人 (63.8 %)
	未処理人口	21,550 人 (42.8 %)	16,498 人 (34.6 %)
	合計(生活排水処理率)	50,317 人 (100.0 %)	47,729 人 (100.0 %)
し尿・汚泥の量	し尿量	20,252 キロリットル	15,525 キロリットル
	浄化槽汚泥量	31,677 キロリットル	33,250 キロリットル
	合 計	51,929 キロリットル	48,775 キロリットル

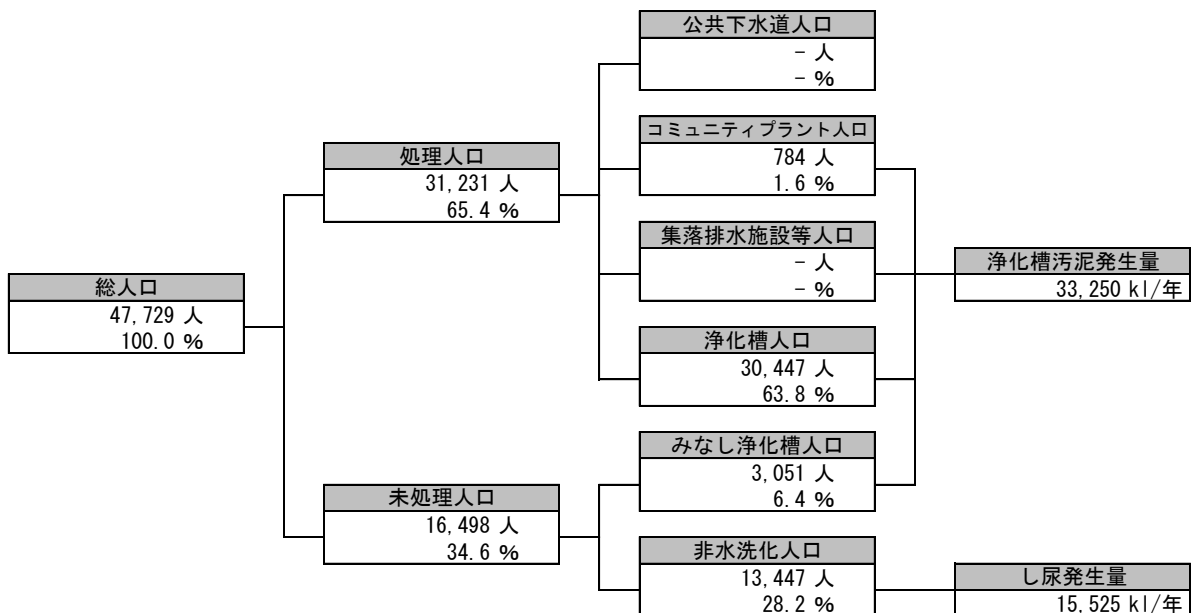


図-4 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（平成31年度目標）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進

本市において、以下の施策を展開することにより、発生抑制及び再利用の推進を図っていくものとする。

ア. ごみ処理手数料等

本市では既にごみ処理の有料化を実施しているが、今後整備する新ごみ処理施設に直接持ち込まれる際のごみ処理手数料やごみ袋等の料金のあり方について、他都市の動向等を調査・検討を行う。

イ. 店頭回収等による再生利用の推進

大型スーパー等でのペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大する働きかけを行うと同時に、市民への啓発方法を検討する。

ウ. 助成事業の継続

地域住民団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付していることから、こうした取り組みを継続する。あわせて、生ごみ処理容器等の購入補助についても、引き続き継続する。

エ. マイバッグ運動の推進

福岡県のマイバッグキャンペーン等と連携し、マイバッグ持参の推進やレジ袋の削減を呼びかける取り組みを継続し、住民の意識向上を図る方針とする。

オ. 環境教育

環境学習の一環として、市内の小中学校と共同でペットボトルキャップの回収や生ごみのリサイクルに取り組んでいることから、これを継続する。また、出前講座の開設、環境問題に関する啓発方法の検討を行う。

なお、新ごみ処理施設の整備に伴い、来場者に対する環境学習の場を提供するとともに、大型ごみで収集した家具等のうち簡易な修繕等で使用可能なものについては、再利用及び修理を行う事業を検討する。

カ. 再利用の推進

ごみとして廃棄されるものを必要とする人へバトンタッチすることのできるフリーマーケットなどに関する情報を、市のホームページや広報などで積極的に提供することを検討する。

キ. 使用済小型電子機器等回収事業の継続

本市では平成 23 年 6 月よりモデル事業として、希少な金属（レアメタル）を部品に使用している小型電子機器等の回収を行っており、こうした取り組みを継続する。

ク. ごみ減量化に関する啓発の推進

ごみ減量化の一環として、食べ残しや賞味期限切れなどの食品を少なくすることや、生ごみの水切りに関して、市民へ啓発を行う。あわせて、適正分別についても継続した啓発を行う。

ケ. 生活排水対策

生活排水対策については、下記の基本方針をもとに生活排水処理の向上を図るものとする。

- ◆平成 32 年度の部分供用を目指した公共下水道の整備
- ◆浄化槽の普及、汲み取り又はみなし浄化槽からの切り替えを促進
- ◆既存施設での適正な処理を継続
- ◆生活排水処理事業の重要性を住民にわかりやすく伝える取り組みを実施

（2）処理体制

ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-3 に示すとおりである。

本市の分別区分については、平成 25 年度から田川市ごみ減量化・資源化推進検討委員会を設置しており、本委員会での議論を踏まえて分別区分のあり方などを検討した上で、計画に反映する方針である。

施設整備等については、下記の検討・整備を行っていくものとする。

現在、田川地区清掃施設組合が管理運営する施設において、本市から排出されたごみの中間処理を行っているが、平成 30 年度以降は、本市が整備する新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設）において可燃系ごみの焼却処理、不燃系及び資源系ごみの資源化処理を行う方針とする。

最終処分方法については、当面の間、田川地区清掃施設組合が管理運営する最終処分場において埋立処分する方針であるが、埋立物の対象となる焼却灰等については、セメント原料などとして資源化することを視野に入れた検討を進める方針とする。

表-3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 在 （平成24年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	田川市川崎町清掃センター (焼却施設)	焼却残渣等 (埋立)	12,377
不燃ごみ	破碎・選別	田川市川崎町清掃センター (資源回収施設：破碎処理)	資源化・ 残渣類 (埋立)	382
大型ごみ	破碎・選別	田川市川崎町清掃センター (資源回収施設：破碎処理)	資源化・ 残渣類 (埋立)	177
かん・びん	選別・圧縮・保管	田川市川崎町清掃センター (資源回収施設：資源化处理)	資源化・ 指定法人ルートでの資源化	683
ペットボトル	選別・圧縮・保管	民間施設	指定法人ルートでの資源化	88
その他プラスチック	選別・圧縮・保管	民間施設	指定法人ルートでの資源化	151



将 来 （平成31年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	新ごみ処理施設 (エネルギー回収推進施設)	焼却残渣等 (資源化) 資源化不適物 (埋立)	11,303
不燃ごみ	破碎・選別	新ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル 推進施設)	選別金属類 (資源化) 残渣類 (埋立)	362
大型ごみ	破碎・選別			168
かん・びん	選別・圧縮・保管		資源化・ 指定法人ルートでの資源化	650
ペットボトル	選別・圧縮・保管		指定法人ルートでの資源化	84
その他プラスチック	選別・圧縮・保管			144

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業系一般廃棄物の処理を行っていく方針とする。また、排出事業者に対して、事業者には排出責任に基づく、自主的なごみの減量化及び再利用・再資源化の指導を行う方針とする。

ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は行っていない。当面は一般廃棄物の処理を基本とするが、併せ処理については、今後、必要に応じて検討する方針とする。

エ. 生活排水処理の現状と今後

本市では、公共下水道の整備に向けた各種検討を進めており、平成 32 年度の部分供用を目指しているが、現状では未整備であるため、浄化槽の設置、汲み取りまたはみなし浄化槽からの切り替えなどの対応で生活排水処理の向上に努めている。

将来的に、公共下水道が整備された後は、公共下水道区域外の世帯に対し浄化槽の設置または切り替えを啓発し、公共用水域の環境保全に取り組む方針としている。

本市から排出されたし尿及び浄化槽汚泥については、これまで同様に田川地区清掃施設組合が管理運営する乙女環境センターにて適正処理を継続する。

オ. 今後の処理体制の要点

- ◇ 分別区分は、平成 25 年度に設置した田川市ごみ減量化・資源化推進検討委員会において将来的な分別区分のあり方などを検討する方針である。
- ◇ 中間処理の方針は、新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を整備し、本市から排出されたごみを適切に処理する方針である。
- ◇ 最終処分の方針については、これまで同様に田川地区清掃施設組合が管理運営する最終処分場で埋立処分する方針であるが、埋立対象物となる焼却灰等についてはセメント原料化などの資源化を視野に入れた検討を進める方針とする。
- ◇ 事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物の分別区分に準じた処理を行っていく方針とし、排出事業者に対して、事業者には排出責任に基づく、自主的なごみの減量化及び再利用・再資源化の指導を行う。
- ◇ 当面は一般廃棄物の処理を基本とするが、併せ処理については、今後、必要に応じて検討する方針とする。
- ◇ 公共用水域の環境保全対策の一環として、浄化槽の設置また汲み取り及びみなし浄化槽の切り替えの促進を継続して実施する。
- ◇ し尿及び浄化槽汚泥については、これまで同様に田川地区清掃施設組合が管理運営する乙女環境センターにて適正処理を継続する。

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

前述した(2)の処理体制で、本市のごみを処理するために必要な施設を、表-4に示す。

表-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
3-1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称) マテリアルリサイクル推進施設整備事業	約 8t/日 (5 時間)	田川市 白鳥工業団地内	H27~29
3-2	エネルギー回収推進施設	(仮称) エネルギー回収推進施設整備事業	約 70t/日 (24 時間)	同上	H27~29

《整備理由》

事業番号 3-1：資源化の推進に伴う施設整備

事業番号 3-2：既存施設の老朽化等に伴う施設整備

イ. 浄化槽

浄化槽の整備については、表-5に示すとおり実施する。

表-5 浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備基数 (平成 24 年度)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
3-3	浄化槽設置整備事業	111 基	694 基	1,783 人	H26~30

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前述した(3)の施設整備に先立ち、表-6のとおり計画支援事業を実施する。

表-6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3-4	(仮称) エネルギー回収推進施設等整備事業に係る測量・地質調査業務委託	測量調査 地質調査	H26
3-5	(仮称) エネルギー回収推進施設等整備事業に係る生活環境影響調査業務委託	生活環境影響調査	H26~27
3-6	(仮称) エネルギー回収推進施設等整備事業に向けた施設整備基本計画策定業務	施設整備基本計画の作成	H26
3-7	(仮称) エネルギー回収推進施設等整備事業に向けた発注仕様書等作成業務委託	工事発注仕様書等の作成	H26~27

(5) その他の施策

その他地域の循環型社会形成の推進及び、廃棄物の適正処理を推進するために、以下の施策を実施していく。

ア. 不法投棄対策

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などの問題に対する住民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロールなどを継続して行う方針とする。

イ. 廃家電及び廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発

特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づき指定されたテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、適正なルートでの排出を啓発する。リサイクルマークの付いた廃パソコンについても、収集及び田川地区清掃施設組合の処理施設への搬入は行っていないことから、廃家電と同様に適正なルートでの排出を関連団体や小売店などと連携し、住民啓発を行う。

ウ. 災害時の廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理は、田川市地域防災計画に基づいて迅速に対応する方針とする。また、今後整備する新ごみ処理施設においても、広域的な連携も視野に入れながら、可能な限り自区内で発生した災害廃棄物を適正に処理する方針とする。あわせて、防災拠点としての機能を持たせることについても検討を行う。また、今後、災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行う方針とする。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その計画を公表するとともに必要に応じて、福岡県及び国との意見交換を行い、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、最終的な処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。

また、評価の結果は公表するものとし、評価結果については次期計画策定に反映させていくものとする。ただし、本計画については、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。